

鋼板製の外箱内に発電設備等のサービスタンクを設ける一般取扱所の特例基準

屋外又は屋上に設置する危険物を消費する発電設備等及び当該発電設備等のサービスタンクを内部に設ける鋼板製の外箱等からなる一般取扱所については、危政令第23条を適用し、次の基準により設置することができる。

1 屋外に設置する場合（危政令第19条第1項適用）

危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第5号から第11号まで及び第20号の基準を適用せず、次によること。

(1) 適用範囲

引火点40℃以上の第四類危険物に限る。

(2) 規制範囲

原則として、屋外に設置する発電設備等、サービスタンク、鋼板製の外箱等をもって一の規制範囲とする。

(3) 鋼板製の外箱

ア 鋼板製の外箱は、厚さ1.5ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する不燃材料で造ること。

イ 鋼板製の外箱の出入口には、防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

ウ 鋼板製の外箱には、窓を設けないこと。

エ 鋼板製の外箱の床には、傾斜及び貯留設備を設けるか、又はこれに相当する必要な措置を講じるよう指導すること。

なお、「これに相当する必要な措置」には、漏油を早期に把握するための漏油センサーの設置、漏油を容易に回収するための油吸着材を備える等の措置が該当する。

オ 鋼板製の外箱には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。ただし、「必要な採光、照明」については、鋼板製の外箱の出入口の開放等により、十分な照度を確保できる場合は省略することができる。

カ 換気の設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。

キ 鋼板製の外箱は、サービスタンクから漏れた危険物の全量を収納できる構造であること。

ク 鋼板製の外箱には、サービスタンク等の点検のために必要な措置を講じるよう指導すること。

(4) サービスタンク

ア サービスタンクの容量が指定数量の5分の1未満のものは、危政令第9条第1項第13号の基準に適合すること。

イ サービスタンクの容量が指定数量の5分の1以上のものは、次によること。

(ア) 危政令第11条第1項第4号、第5号（支柱の耐火性能に係る部分を除く。）、第6号から第10号まで及び第11号から第12号までの基準に適合すること。

- (イ) サービスタンクの容量の総計は、指定数量未満であること。
- (ウ) サービスタンクには、危険物の過剰注入を防止するため、戻り配管等を設けるよう指導すること。
- (エ) サービスタンクの通気管の先端は、外箱の外部の屋外にあつて、建築物の窓、出入口等の開口部から１メートル以上離すものとするよう指導すること。
- (オ) サービスタンクは地震及び風圧に耐えることができるよう堅固な基礎又は不燃材料で造った架台上に設けること。

また、鋼板製の外箱も、危政令第１１条第１項第５号の規定による地震又は風圧に耐えることができる構造とし、鋼板製の外箱、サービスタンク及び架台をアンカーボルト等で固定する場合は、地震、強風により生じる引抜き力、せん断力を考慮して選定すること。

(5) 空地

鋼板製の外箱及び外箱の内部に設けるサービスタンクは、発電設備等の周囲に設ける空地内に設置される場合を除き周囲に空地を設ける必要はない。

2 屋上に設置する場合（危規則第２８条の５第４項適用）

危政令第１９条第１項において準用する危政令第９条第１項第２０号並びに危規則第２８条の５第４項第６号及び第９号の基準を適用せず、次によること。

(1) 適用範囲

ア １、(1)によること。

イ 危険物取扱数量は、指定数量の倍数が１０未満とする。

(2) 規制範囲

原則として、屋上に設置する発電設備等、サービスタンク、鋼板製の外箱等をもって一の規制範囲とする。

(3) 鋼板製の外箱

１、(3)によること。

(4) サービスタンク

１、(4)によること。

(5) 空地

１、(5)によること。